

## 減免措置一覧表

(個人市民税関係)

減免内容		減免適用割合 %
条例第45条第1項	第1号	生活扶助受給者等 100
	第2号	失業者〔所得115万円・145万円以下〕 所得115万円以下 100 所得145万円以下 70
	第3号	所得減少者〔所得115万円・145万円以下〕 所得115万円以下 70 所得145万円以下 50
	第4号	障がい者・未成年者・寡婦(夫)〔所得150万円以下〕 50
	第5号	学生・生徒〔所得65万円・125万円以下〕 所得65万円以下 100 所得125万円以下 50
	第6号	相続人〔所得115万円・145万円以下〕 所得115万円以下 100 所得145万円以下 70
第2項	第1号	災害被災者 傷害・損害の程度による
	第2号	
	第3号	
第4項	第1号	公益事業に係る事務所等所有者 100 (均等割4,000円)

## 減免措置一覧表

(法人市民税関係)

減免内容			減免適用割合 %
条例 4 5 条 第 4 項	第2号	非営利型法人・公益社団・財団法人	100
	第3号	認可地縁団体	100
	第4号	特定非営利活動法人	100
	第5号	清算中の法人	100 (均等割に限る)

## 減免措置一覧表

(固定資産税関係)

減免内容			減免適用割合		
			土地 %	家屋 %	償却 %
条例第71条第1項	第1号	仮換地指定前に使用収益できない土地	100	-	-
	第2号	仮換地に他人の工作物等がある土地	100	-	-
	第3号	過小宅地となるため仮換地を指定せず金銭精算される土地	100	-	-
	第4号	公共事業実施のため使用収益できない土地	100	-	-
	第5号	生活扶助受給者所有の土地・家屋	100	100	-
	第6号	低所得者所有の土地・家屋	50	50	-
	第7号	道路予定地	100	-	-
	第8号	本市が取得した固定資産	100	100	100
	第9号	本市事業により移転補償の対象となった固定資産	100	100	100
	第12号	物納の許可を受けた固定資産	100	100	100
第13号	沈没船舶	-	-	100	
条例第71条第2項	災害により損害を受けた固定資産		損害の程度による	損害の程度による	損害の程度による
規則第4条の3	第1号	労働組合が専らその用に供する固定資産	100	100	100
	第2号	地域振興会が本来の用に供する固定資産	100	100	100
	第3号	一定の条件を満たしているマンション集会所	-	100	-
	第4号	児童遊園の用に供する固定資産	100	100	100
	第5号	一定の条件を満たしているマンションの子どもの遊び場	67	-	-
	第6号	救急医療機関所有の病院・診療所	-	10	10
	第7号	公益社団法人・公益財団法人所有のがん予防検診施設	-	-	100
	第8号	公益社団法人・公益財団法人所有の結核予防施設	-	50	30
	第9号	非課税となる診療施設のための看護師宿舎	-	75	-
	第10号	老人憩の家	100	100	100

## 減免措置一覧表

(固定資産税関係)

減免内容		減免適用割合		
		土地 %	家屋 %	償却 %
第11号	学校法人以外の幼稚園	100	100	100
第12号	障がい者小規模作業所等	100	100	100
第13号	障がい者職業能力開発訓練施設	100	100	100
第14号	非課税となる福祉施設等の建築中の敷地等	100	100	-
第15号	公衆浴場	67	67	67
第16号	中小企業会館	-	70	-
第17号	研究開発型産業高度化促進施設	-	50	50
第18号	地域産業集積活性化対策施設	-	50	50
第19号	公益社団法人・公益財団法人所有の海外技術者研修施設	-	100	100
第20号	公益社団法人・公益財団法人所有の公害健康被害検査施設	-	80	30
第21号	公益社団法人・公益財団法人所有の港湾労働者施設	100	100	100
第22号	公益社団法人・公益財団法人所有の学校給食を実施するための施設	100	100	-
第23号	能楽堂・能舞台	50	50	-
第24号	都市計画自動車ターミナル	-	50	-
第25号	領事館	100	100	100
第26号	在日外国人のための公民館的施設	100	100	100
第27号	公益社団法人・公益財団法人所有の中国残留邦人等支援施設	-	50	50
第28号	土地改良区が本来の用に供する事務所等の敷地	100	-	-

## 減免措置一覧表

(固定資産税関係)

減免内容		減免適用割合		
		土地 %	家屋 %	償却 %
第29号	本市補助を受け商店街振興組合等が整備したコミュニティ施設	-	67*1	67*1
	本市補助を受け事業協同組合等が整備したコミュニティ施設	-	67	67
	荇田土地改良記念会館	67*1	67*1	67*1
	平野区画整理記念会館	67*1	67*1	67*1
	瓜破会館及び瓜破西会館	67	67	67
	大阪沖繩会館	-	50	-
	大阪弁護士会館	100*2	100*2	100*2
	司法書士会館	-	100	-
	柔道整復師会館	100*2	100*2	100*2
	府医師会館	100*2	100*2	100*2
	府歯科医師会館	100*2	100*2	100*2
	府道高速大阪線の土地のうち船場センタービル敷地部分	100	-	-
	オーク200のうち本市補助を受け整備された公共的施設の用に供する家屋	-	100	-
	中沢記念野球会館(高校野球連盟)	-	70	-
	講道館 大阪国際柔道センター	30	100	-
	住吉武道館	100	100	100
	大阪ドーム(スタジアム部分)	-	100	100
天満・天神繁昌亭	50	50	50	

※1 公共的部分については100%

※2用途により適用割合が変わる

## 減免措置一覧表

(軽自動車税関係)

減免内容		減免適用割合 %	
条例90条第1項	災害減免	100	
規則第4条の4第1項	第1号	身体障がい者等専用車両(自己所有)	100
	第2号	身体障がい者等専用車両(生計同一人所有)	100
	第3号	身体障がい者等専用車両(特殊仕様車両)	100
	第4号	宗教法人及び社会福祉法人	100

## 減免措置一覧表

(事業所税関係)

減免内容		減免適用割合		
		資産割	従業者割	
規則第4条の5第1項	第1号	教科書の発行の事業の用に供する施設	50	50
	第2号	劇場等に係る施設	50	-
	第3号	指定自動車教習所	50	50
	第4号	酒類の保管のための倉庫	50	-
	第5号	タクシー事業用施設で保有台数250台以下のもの	100	100
	第6号	織物に係る保管の用に供する施設	50	-
	第7号	ビルメンテナンス事業の用に供する施設	-	100
	第8号	列車内における食堂等の事業の用に供する施設	-	50
	第9号	古紙回収事業の用に供する施設	50	-
	第10号	家具の保管の用に供する施設	50	-
	第11号	倉庫業の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業の用に供する上屋	100	100
	第12号	西成区の簡易宿所	75	-